

令和2年8月21日

令和2年8月

茨木市農業委員会定例会議事録

茨木市農業委員会

## 茨木市農業委員会定例会議事録

1 開催日時 令和2年8月21日(金) 午後3時～3時20分

2 開催場所 茨木市役所 南館8階特別会議室

3 出席委員(14人)

会長	3番	小濱	邦臣		
副会長	8番	中村	正治		
委員	1番	森	善隆	2番	南野 悟
	4番	吉田	好	5番	大川 智恵子
	6番	矢頭	周	7番	西ノ坊 嘉治
	9番	中西	壽男	10番	大西 清一
	11番	宮本	正裕	12番	吉田 公俊
	13番	久保	睦子	14番	中野 稔

4 出席農地利用最適化推進委員(7人)

第1地区	九鬼	実	第2地区	中井	昇
第3地区	中野	勝之	第4地区	上田	昌彦
第5地区	行田	修	第6地区	谷山	正昭
第7地区	辻	清一			

5 農業委員会事務局職員(4人)

事務局長	梶	日出男	事務局次長	青木	基史
事務局長代理	松下	伸弘	主査	松本	和也

6 議事録署名委員

4番	吉田	好	5番	大川	智恵子
----	----	---	----	----	-----

7 議事日程

(1) 一般事務に関する報告

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 付議案件

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出(専決処理分)

報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出(専決処理分)

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知

報告第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明

## 8 会議の概要

議長

それでは、ただ今から、令和2年8月定例会を開会いたします。  
現在の出席委員は、14人でありますので、会議は成立いたしております。  
なお、推進委員の出席は、7人であります。

議長

それでは、議事日程に従い、順次進めてまいります。  
始めに、一般事務に関する報告でございますが、お手元の資料のとおりでございますので、後程、お目通しをいただきたいと存じます。

議長

次に、議事録署名委員の指名を行います。  
慣例によりまして、私からご指名申し上げましてもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長

ご異議なしと認め、議席番号4番、吉田 好委員、並びに、議席番号5番、大川 智恵子委員をご指名申し上げます。

議長

今月は、議案がございませんので、報告案件に入ります。  
報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出、専決処理分1件。  
以下、報告第4号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明、1件  
でございますが、いずれも事務処理要領に基づき処理いたしましたものでございます。  
本日は、農業委員会新体制発足後初めて開催される定例会でございますので、  
それぞれ案件について事務局から説明を求めます。  
事務局次長、青木君。

事務局

それでは、事務局からご説明申し上げます。  
本日は、新体制発足後、間がないこともございますので、議案書に登載しております報告案件の内容につきまして、少し説明いたします。  
まず議案書の1頁をお開きください。  
報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による届出についてでございます。

農地法第4条の規定による届出とは、市街化区域内にある農地をあらかじめ農業委員会に届け出て、所有者自らが農地を農地以外のものにするための手続で、自己転用と呼ばれる場合もございます。

今回の案件につきましては、農地所有者が農地を資材置場に転用するため届出があり、令和2年7月15日に受理通知書を交付しております。

次に議案書の2頁をお開きください。

報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてでございます。

農地法第5条の規定による届出とは、市街化区域内にある農地をあらかじめ農業委員会に届け出て、第三者が所有権の移転又は権利の設定を受け、転用する場合の手続でございます。

今回の案件につきましては、譲受人である法人が農地所有者から農地を譲受け資材置場に転用するため届出があり、令和2年7月7日に受理通知書を交付しております。

続きまして、議案書の3頁をお開きください。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。

本件は、賃貸借契約の合意による解約に係る通知であります。

通知書は、賃貸人及び賃借人双方が連署し、農業委員会に提出されております。

最後に議案書の4頁をお開きください。

報告第4号、生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明についてでございます。

本件は、生産緑地法第10条で規定する農業の主たる従事者についての証明であります。

生産緑地法第10条には、生産緑地の買取の申出の条件として、生産緑地に指定後30年を経過するか、当該生産緑地に係る農業の主たる従事者が死亡もしくは故障により農業に従事することができなくなった場合、買取り申出ができると規定されております。

当該生産緑地は平成4年に指定され、農地の賃貸借契約に基づき賃借人が主たる従事者として農業に従事していましたが、耕作者死亡により農地の賃貸借契約を解除することになり、所有者自ら農業に従事することが困難であることから、生産緑地の買取り申出を行うため農業委員会に生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明申請があり、令和2年7月2日に証明書を発行しております。

なお、当該生産緑地は市に対する買取り申出が行われた後、報告第3号の4項目から8項目に登載いたしましたとおり農地賃貸借契約の解除が行われております。

説明は以上でございます。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問等がありましたらお願いしま

す。

(「なし」の声あり。)

議 長

質問がないようでございますので、本件につきましてはよろしくご了承賜りますようお願いいたします。

議 長

以上、本日の案件は全て議了いたしました。

ここで、今後の行事予定を申し上げます。

来月の定例会でございますが、9月23日、水曜日、午後1時30分から本会議室で開催します。

議 長

それでは、これをもちまして、令和2年8月定例会を閉会といたします。

慎重な審議を賜り、誠にありがとうございました。

上記会議の顛末を記録し、茨木市農業委員会会議規則第15条第2項の規定により、ここに署名する。

令和2年8月21日

茨 木 市 農 業 委 員 会

議 長

(署名済み)

---

署名委員

(署名済み)

---

署名委員

(署名済み)

---